

令和 8 年度		審 査	
津川河川広場芝生維持管理業務委託		設 計	設 計 書
委 託 番 号		施 工 地	
号		新潟県東蒲原郡阿賀町 津川 地内	
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額	円	円	
契 約 額 (内消費税額)	(円)	(円)	
工 事 ・ 履 行 日 数	工事日数 日間 又は 完成期限 令和 8 年 10 月 31 日	日間(付与日数 日間) 完成期限 令和 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	津川河川広場芝生維持管理 多目的グラウンド 11,000㎡ 緑地エリア 6,500㎡	変 更	設計概要

** 本工事費 ** 内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
芝刈	7.0	回			機械持込無
散水・巡回管理員	6.0	カ月			月80h×6カ月×3人程度
散水・巡回管理員法定福利費等	1.0	式			
肥料散布	35,000.0	m ²			年2回 芝生専用肥料
目砂散布	17500.0	m ²			t=3mm
直接工事費					

** 本工事費 ** 内訳表

4-2

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
諸経費		1.0	式			
事務管理費		1.0	式			
端数調整						
工事価格						
消費税	10%					
工事費						

津川河川広場芝生維持管理業務委託 仕様書

場 所：東蒲原郡阿賀町津川 地内 津川河川広場

面 積：芝生地 多目的運動場 11,000 m²、他緑地帯 6,500 m²

期 間：契約を締結した日から令和 8 年 10 月 31 日まで

(管理期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで)

条 件：新潟県内に本社、営業所があること

芝生維持管理の専門知識を有していること

過去 10 年にスポーツ施設芝生維持管理実績があること。

基 本

1. 施設内の環境・機能を維持するために行われる技術的管理行為であり環境を保全し、豊かな緑 が確保できるように保護育成に努めること
2. 施設内の安全を確保し、利用者の快適性を高めること
3. 施設利用者及び住民に対し危険・不快感を与えぬよう努めること

管理内容 (芝生管理)

1. 芝刈り 年 7 回以上

乗用芝刈機で丁寧に一定の高さに刈り込むこと

刈芝の処分は含まない

刈った芝は集草し指定した保管場所に集積する

2. 肥料散布 年 2 回

芝生専用肥料 (1 m² 当り 30g) を均等に散布すること

3. 目砂散布

芝の状況を確認し目砂を散布する (t=3mm)

4. 散水 適宜

芝生の状況を確認し、散水の必要な場合はスプリンクラーを使い散水すること。

散水に掛かる水道料金は町の負担とする

4. 除草作業 適宜

芝生地の雑草は広がりを防ぐために日頃から除草作業 (抜き取り) をおこなうこと

5. 安全対策

町民が利用、通行する場合もあるため、事故を防止するための十分な安全対策を行うこと

管理体制

1. 日常作業員 (期間雇用 6 カ月間) を 3 人配置し、労働関係法令を遵守し、月平均 80 時間程度作業にあたること。
2. 作業員は阿賀町在住者を第一優先として採用すること。
3. 施設管理に必要な研修を定期的におこなうこと。

委託料

1. 委託料については契約額を委託期間の 6 カ月で割り千円以下の端数整理し支払うこととし、最終月に端数

を含めた委託料を支払うものとする。

2. 委託業務実績（作業日報・管理人出勤簿等）と請求書を指定した日までに町に提出すること。
3. 町は請求内容を審査の上、速やかに支払うものとする。
4. 委託項目や数量に変更があった場合は両者で協議し、必要によっては変更契約を締結する。

その他

- ・芝刈機は町が用意した乗用芝刈機を使用（燃料は委託費に含む）
- ・スプリンクラーは町所有の物を使用
- ・町の備品（芝刈機、スプリンクラー等）が故障した場合は速やかに報告する
- ・肥料散布に必要な機械は委託業者が持込み作業をする
- ・河川区域のため、除草剤等の薬剤散布は原則禁止とする
- ・その他、必要な道具に関しては委託業者で用意するものとする
- ・天災（大雨、水害、猛暑による干ばつ等）被害が出た場合は別途協議とする
- ・契約書、仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は両者で誠意を持って協議し決定、解決する

河川公園芝管理委託業務 位置図

